

申請者等のみなさまへ

育児休業給付・高年齢雇用継続給付の 申請処理状況について

**※現在、育児休業給付・高年齢雇用継続給付の
電子申請処理に遅れが生じています。**

育児休業給付・高年齢雇用継続給付の申請処理状況につきましては、令和7年4月より新たな給付金制度が創設されたことによる申請数の急激な増加に伴い、下記のとおり処理完了まで時間を要している状況にあります。

ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

令和7年12月24日現在の状況

- 育児休業給付(初回)については、
概ね 11月14日～11月20日 到達分の処理を行っています。
- 育児時短就業給付(初回)については、
 - 育児休業から引き続き時短就業を開始している申請で確認を要しない案件
概ね 11月25日～12月2日 到達分の処理を行っています。
 - 制度開始前から時短を開始している経過措置分の申請及び育児休業から引き続き時短就業を開始していない場合の申請、また、申請内容に確認を要する案件については審査に時間を要しているため、
概ね 11月4日～11月14日 到達分の処理を行っています。
- 高年齢雇用継続給付(初回)については、
概ね 11月28日～12月11日 到達分の処理を行っています。

※ 申請内容によって、審査に日数を要する場合があります。
また、それに伴い処理が前後する事もありますのでご了承ください。